

長野市長 鷺澤 正 一 様

長野市情報公開審査会  
会長 柳澤 修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年6月25日付け24秘第24号、24財第48号及び24会第10号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年1月25日付け23秘第56号で行った行政情報不存在決定及び行政情報部分公開決定、同日付け23財第95号で行った行政情報不存在決定及び行政情報部分公開決定並びに平成24年1月24日付け23会第60号で行った行政情報部分公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「長野市長が平成21年2月4日に総務省市町村課へ「長野市第一庁舎・長野市民会館の建設について」の説明のために上京した際の旅費の支出関連文書と随行した職員の旅行命令及び復命書」（以下「本件対象行政情報」という。）について公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった本件対象行政情報について、別表のとおり本件処分を行い、申立人に通知した。

(3) 異議申立て

これに対して、申立人は、本件処分を不服として、平成24年3月30日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成24年6月25日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

3 申立人の主張の要旨

「異議申立書」、「実施機関の理由説明書に対する意見」及び意見陳述から、申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 特別交付税の要望活動だけならば記録に残す必要はないことなのかもしれないが、合併特例債の対象となるのかどうか、しかもそれを確認するために、市長が総務省へ出向くと県に伝えているほど重要なものであるのに、なぜ記録として残されていないのか。市長の部長会議での発言、県への報告、総務省からの返答等を考慮すれば、総務省へ合併特例債の該当の有無について相談に出向いたことは明らかであり、総務省との面談記録及び長野市処務規則（昭和41年長野市規則第6号。以下「処務規則」という。）第10条第2項の復命書（以下「復命書等」という。）はなくてはならないものであると考えられる。

復命書等の記録がまったくないということはありません、関連の文書が隠蔽されているとしか考えられない。

仮に復命書が作成されていないとすれば、明らかに処務規則違反である。

- (2) 会計上の処理であるが、県外等へ出張した際は、証拠書類として復命書を添付しなければ実際に行ったかどうかを確認できない。

現在は、多くの自治体でカラ出張等の問題に対応するため、特に県外の出張に当たっては、復命書の添付を義務付けている。往復の交通機関の領収書が添付されているとしても、出張先で適正な業務が行われたとの証拠とはならない。

出張先で誰と会い、どのような職務を果たしたのか、それを適正にチェックすることが税金を管理している機関の使命と考え、公開を求めた。

仮に復命書が添付されていないとすれば会計処理として不適切である。早急に、復命書の添付を義務づけるべきであると考えます。

- (3) これらのことは、実施機関として、「行政情報を適正に管理する」とした、条例第31条に違反しているのではないかと考えられる。

条例31条に基づきしっかりとした「情報管理」が行われているのかも調査審議していただき、「実施機関に対する意見」としていただければとも考える。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成21年2月4日の長野市長及び財政部長等の旅行では、特別交付税の要望活動終了後、財政部長が単独で総務省自治行政局へあいさつに出向き、その際、県の見解を確認する意味で新第一庁舎建設に当たっての合併特例債の活用について尋ねたところ、「合併特例債の活用は可能と思われる。」との返答を受けた。

これは、平成20年12月25日に長野県へ確認した際の「新第一庁舎の建設への合併特例債の活用は、基本的に問題ない」という見解と同じもので、新たな事項はなく、また確約事項でもなかった。

このため、「重要な事項又は将来参考となる事項」には当たらないと判断し、復命書等の記録は作成しなかったものである。なお、その後、市長と合流し、口頭で報告している。

- (2) 旅費の支出等に関しては、会計管理者が、長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号。以下「財務規則」という。）に規定された審査を行っている。

添付書類については、財務規則において、精算書・戻入命令書に領収書を添え

て予算執行者の決裁を受け、会計管理者に送付することとし、復命書の添付を必要としていない。また、処務規則第10条において、「職員が出張し帰庁したときは、直ちにその結果を上司に復命しなければならない。」と規定されており、旅行命令を受けた者は、この復命により旅行の結果等を上司に報告し、上司は、旅行等の結果について確認をし、決裁しているので、会計処理に当たっては、復命書の添付を必要としていない。

よって、本市においては、前述の対応で適正に処理されていると考えており、旅費の精算書等への復命書の添付を義務付ける予定はない。

なお、長野県及び県内の市へ確認したが、旅費の支出等に復命書の添付を義務付けている自治体はない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。この条例において、実施機関が保有する情報は、条例第7条各号の非公開情報を除いて、原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たっては条例の理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

### (2) 本件申立てに対する審議事項について

本件申立てに係る実施機関の本件処分は、別表のとおりであるが、争点は、別表中の①及び③の復命書の不存在決定に関するものであり、その存否について調査審議することとする。

なお、申立人は、別表中の②、④及び⑤の会計事務処理の適切さについても問題視し、当審査会に対して、条例31条に基づく行政情報の管理が適切に行われているかどうかを調査審議することも求めているところであるが、これらについては、市における事務処理上の問題で、本件処分に関するものではなく、当審査会における審議事項には当たらない。

### (3) 復命書作成の必要性について

当審査会は、実施機関における今回の旅行での復命書作成の是非までは検証するものではないが、本件申立ての争点である復命書の存否を調査する上で関連性を有することから、復命書作成の必要性について検討をした。

市においては、職員が出張した際は、処務規則第10条第1項で「職員が出張したときは、直ちにその結果を上司に復命しなければならない。」とし、さらに、同条第2項で「重要な事項又は将来参考となる事項は、書面をもって復命しなければならない。」としている。

申立人は、長野市第一庁舎の建設に伴い、合併特例債の対象となるのか否かを総務省へ確認するために、市長等が旅行していることは事実であり、そのような重要なものであれば復命書等ではなくてはならないものであると主張している。

これに対して、実施機関は、財政部長が単独で総務省自治行政局に出向き、合併特例債の活用について確認したことは事実であると認めた上で、総務省職員からの回答は、平成20年12月25日に長野県へ確認した際の見解と同じもので新たな事項はなく、また国からの確約を得られたものではないことから、処務規則で規定する重要な事項等には当たらないと判断し、市長には口頭で報告し、復命書を作成しなかったと主張するものである。

市の大規模プロジェクト事業の一つとして位置づけられている長野市第一庁舎・長野市民会館の建設に当たって、合併特例債を活用できるか否かは、本事業の実施に大きな影響を及ぼすものと考えられる。このことは、長野市第一庁舎・長野市民会館の建設を担当する市の部局において、合併特例債が活用できるか否かを国及び県へ確認した結果が「合併特例債の活用について」として記録に残されていることから明らかである。

以上より、当該旅行は、例年実施している要望活動が主目的であったにせよ、合併特例債活用の可否について国に確認することも目的のひとつであったと推測され、その確認結果にかかわらず「重要な事項又は将来参考となる事項」として、書面をもって復命を行うことが相当であると考えられる。

なお、申立人は、合併特例債の活用について、市長が総務省を訪問し、確認しているとしているが、これについては、実施機関の説明から市長ではなく、財政部長であることが確認された。

#### (4) 復命書の存否について

復命書の存否については、前述の復命書作成の必要性の有無のみをもって判断することは困難であり、当審査会は、復命書等の作成の有無について、重ねて実施機関に説明を求めたが、終始、復命書は作成していないという説明であり、それを覆すに足る事情がなかった。また、申立人が主張するような、あえて復命書を隠蔽しなければならない理由も実施機関には見当たらなかった。よって、復命書は存在しないと判断することが妥当である。

#### (5) 結論

当審査会としては、前述のとおり、当該公開請求のあった復命書について、存在しないものとの判断に至り、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおりと判断した。

#### (6) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 小泉 真理、委員 田下 佳代、  
委員 芝波田 利直

(別表)

本件対象行政情報と公開区分等

番号	決定番号	対象行政情報	公開区分	公開しない部分	公開しない理由 (該当条項)
①	23 秘第 56号	復命書 (市長及び随員)	不存在	—	—
②		旅行命令関連書類 (市長及び随員職員の旅行命令書及び旅費額内訳書並びに精算書送付票及び概算旅費精算報告内訳書)	部分公開	個人に関する情報	条例第7条第2号
③	23 財第 95号	復命書 (財政部長及び随員)	不存在	—	—
④		旅行命令関係書類 (財政部長及び随員職員の旅行命令書及び旅費額内訳書並びに負担行為兼命令書送付票及び旅費請求書・旅費額明細書並びに精算書送付票及び概算旅費精算報告内訳書)	部分公開	個人に関する情報	条例第7条第2号
⑤	23 会第 60号	旅費の支出関連文書 (市長及び随員職員の負担行為兼命令書送付票及び旅費請求書・旅費額明細書)	部分公開	個人に関する情報	条例第7条第2号

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 6 月25日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成24年 6 月27日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成24年 7 月11日	○申立人から「反論書」を受領及び実施機関へ「同反論書」を送付
平成24年 7 月23日 (審査会)	○審議
平成24年 8 月13日	○申立人へ「意見陳述実施通知」送付
平成24年 8 月29日 (審査会)	○申立人による口頭意見陳述 ○実施機関からの事情聴取 ○審議
平成24年 9 月28日 (審査会)	○審議
平成24年11月16日 (審査会)	○審議 ○答申